



Title	患者の飲み残し薬の現状と対策について
Author(s)	松田, 岳彦; 古川, 雅也
Citation	大阪公衆衛生. 2017, 88, p. 29-30
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/78658
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

患者の飲み残し薬の現状と対策について

松田 岳彦・古川 雅也

大阪府藤井寺保健所 生活衛生室 薬事課

1. はじめに

国民医療費は平成25年度に40兆円を超え、高齢化に伴い増加傾向が続いており、平成20年に日本薬剤師会が取りまとめた報告書によると、在宅療養中の後期高齢者宅に薬剤師が訪問していないことにより生じる、年間の飲み残し薬（以下「残薬」という。）剤費を約500億円と推計しています。また、医師の指示通りに薬が服用されず、飲み残しが生じているということは、適切に治療が行われないことによる治療期間の延長などが生じるだけでなく、服用しない薬が継続的に処方され、誤服用など健康被害に繋がる危険性（以下「残薬のリスク」という。）も生じます。実際に、入院などをきっかけに急に指示通りに薬を服用するようになることで、健康被害に繋がる事例も存在します。近年では残薬対策に注目されており、平成28年度の診療報酬改定では、薬局・薬剤師による残薬調整の取り組みが高く評価されるようになりました。

2. 保健所活動特別推進事業について

大阪府における保健所活動特別推進事業では、地域の特性や実情に応じて、地域住民の更なる健康保持・増進を目的に実施しますが、藤井寺保健所では、平成27年度の当該事業の一環として、中河内（東大阪市を除く）及び南河内地域における残薬の実情とその背景について調査を実施しました。

3. 残薬に関する調査について

地域の薬剤師会支部の協力のもと、43薬局を通して66名の患者〔18歳から93歳までの男女（平均年齢78.6歳）〕から同意を得て、自宅にどれだけの残薬が存在するか等について調査を実施しました。

調査を行った66名のうち、残薬がなかった患者は15名であり、残りの51名は残薬を所有していました。その残薬の金額を、調査当時の薬価換算で算出したところ、患者一人当たり平均で7,786円（最大104,750円）となりました。（図1）

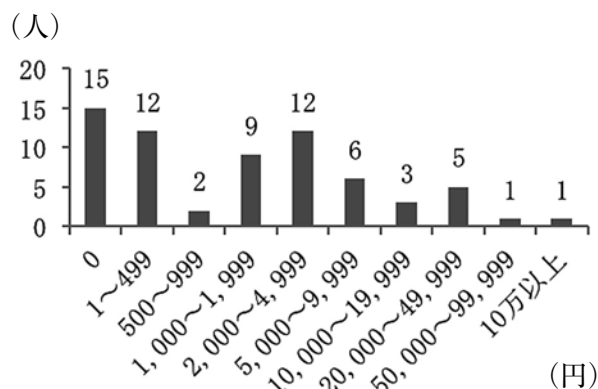
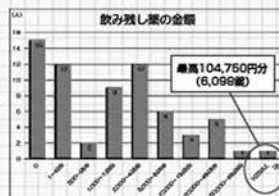


図1 残薬金額の分布

患者さん宅での飲み残し薬調査①

処方された薬が飲まれずに残っています!!

藤井寺保健所では、医師から処方された薬を患者さんがどのように管理しているか把握するために、中河内地区・南河内地区の薬局で処方薬を交付されている患者さん66名を対象に、飲み残し薬の有無等を調査しました。その結果、患者さん1人当たりで平均で7,786円分の飲み残し薬が存在することがわかり、



最も多い方では104,750円分

(計18種類/6,098錠)の飲み残しがありました。



どうしてこれだけの飲み残し薬が生じるのだろう?

図2-1 平成27年度の残薬調査に基づくポスター

さらにこの金額を、「薬を一包化している」及び「薬を一か所で保管している」により分類した結果は表1のとおりです。一包化を行わず、かつ一か所で保管していない患者（一人当たり平均で16,036円）では、一包化を行い、かつ保管場所が

一か所の患者（一人当たり平均で987円）、に比べて、残薬の金額が約16倍という結果であり、「薬を一包化をしている」や「薬を一か所で保管している」が、飲み残しの解消を目指すうえで重要な要素である可能性が示唆されました。

残薬金額 (括弧内は人数)		一包化の有無		計
		あり	なし	
一か所で 保管	している	987円 (12人)	7153円 (23人)	5039円 (35人)
	していない	8437円 (21人)	16,036円 (10人)	10,888円 (31人)
計		5728円 (33人)	9845円 (33人)	7786円 (66人)

表1 一包化の有無及び保管場所数ごとの飲み残し薬金額

4. 平成27年度に実施した残薬調査を踏まえた平成28年度の実践

薬を一か所に置くなどの工夫により薬の飲み残しが少なくなることや、残薬のリスクを患者やその家族などに周知し、意識づけることは、患者が正しい治療を受けるために重要です。平成28年度は国のかかりつけ薬局機能強化事業（多職種連携による薬局薬剤師の在宅医療推進事業）を大阪府が手あげし、大阪府薬剤師会に委託した事業を藤井寺保健所広域管内薬剤師会で当保健所も協力して実施しています。内容は残薬リスク啓発及び患者への服薬指導・残薬調整として、平成27年度の残薬調査に基づく啓発ポスター（図2-1、2-2）を用いて啓発し、残薬があると話のあった患者にはブラウンバックを配布し、残薬調整を行っています。

参考

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29006/00000000/zanyaku_report.pdf

5. 最後に

このように、飲み残し薬の確認を通して、地域住民の残薬調整の取組みを行ってきました。今後も、地域保健に関する専門機関として、地域の職能団体と協力のうえ、施策の立案、検討、実施そして検証を行い、地域住民の保健衛生の向上を目的とした取組みを続けていきます。

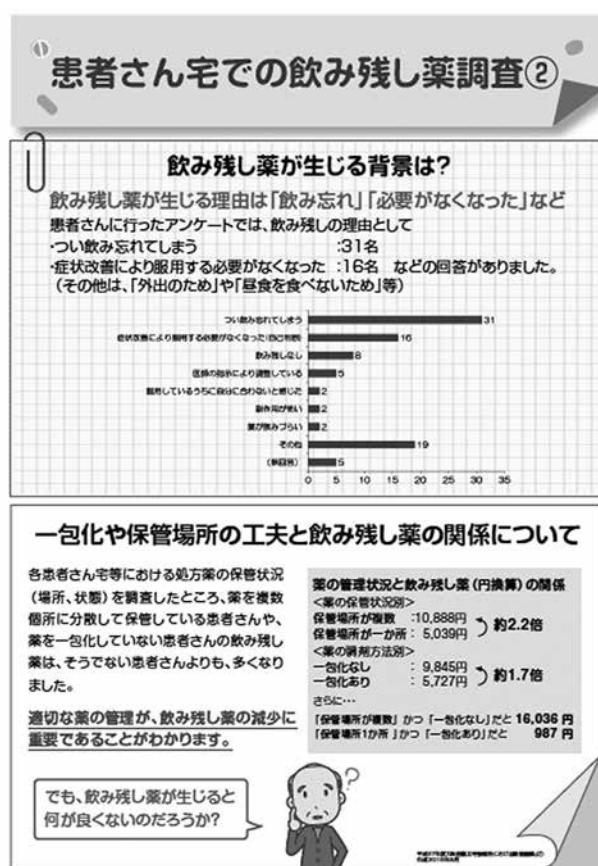


図2-2 平成27年度の残薬調査に基づくポスター